

敦賀市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、市立敦賀病院に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年10月1日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

市立敦賀病院（総務企画課、医療サービス課）

4 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度（4月から5月末まで）における市立敦賀病院事業に係る事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

5 監査の実施日

令和2年6月26日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理で法令に違反するものはないか。
- (3) 事務の執行が適正かつ的確に行われているか。
- (4) 経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているか。
- (5) 業務の改善と効率化を図り、経営の合理化に努めているか。

8 監査の結果

市立敦賀病院における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、監査した範囲において、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 訪問看護事業について (総務企画課)

地域包括ケアの実現に向け在宅医療の推進に取り組む中で、平成30年10月から開始した訪問看護事業については、昨年度も指摘したとおり採算性の低い事業である。しかしながら、地域に必要な大切な事業でもあることから、事業を継続できるよう手立てを検討するとともに、医療の質を落とすことなく収支についても引続き改善を図られたい。

(2) 窓口における現金の取扱いについて (医療サービス課)

夜間及び休日等の窓口における支払いに関し、釣銭を準備する必要があるが、現状は、平日日中の窓口において入金された現金の一部を釣銭に流用しているため、別途定額で釣銭を準備することを検討されたい。

(3) 財務リスクについて (医療サービス課)

想定される財務リスクの一つに、医業収益の計上時期のずれがあるが、請求と入金のタイミングがずれる場合の会計上の未収処理を確実に行う仕組みや、購買業務における購入と債務の発生認識を確実に行う仕組みを整備して、財務リスクを未然に防ぐための体制を整え、適正な事務処理が行われるよう万全の対策を講じられたい。